

広島市立大学客員教授及び客員准教授規程

平成22年4月1日

規程第42号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第14条第2項の規定に基づき、広島市立大学（以下「本学」という。）の客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 客員教授等は、研究及び教育に従事する。

(資格)

第3条 客員教授等の称号は、非常勤講師又は客員研究員その他の研究員等のうち、客員教授にあつては本学の教授、客員准教授にあつては本学の准教授と同等以上の資格を有する者又はそれに準ずる能力があると認められる者に授与することができる。

(選考の手續)

第4条 客員教授等の称号を授与しようとするときは、原則として称号の授与を希望する時期の3か月前までに前条の資格を有する者について、学部長又は広島平和研究所長が、当該教授会の議を経て、様式第1号により学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て客員教授等の称号を授与するものとする。

3 学長は、前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める者に対しては、教育研究評議会の議を経て客員教授等の称号を授与することができる。

(授与期間)

第5条 客員教授等の授与期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

(称号の授与)

第6条 客員教授等の称号は、様式第2号による文書を交付して、本人に通知するものとする。

(報酬)

第7条 客員教授等が教育に従事する場合は、非常勤講師として報酬を支給するも

のとする。

(施設の利用)

第8条 客員教授等には、図書館その他の必要な施設の利用を認めることができる。

(経費)

第9条 客員教授等の研究に要する実験等の経費については、客員教授等の負担とすることができる。

(称号の取消し)

第10条 客員教授等が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、称号を取り消すことができる。

- (1) 疾病その他の事由により研究及び教育を続ける見込みがなくなったとき。
- (2) 本学の規程に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、客員教授等としてふさわしくない行為があったとき。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、客員教授等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式 略